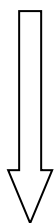


# 「地産地消推進協力店認定事業」

## 審査・認定フローチャート

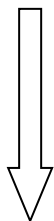
☆審査は年2回（8月・2月を想定）とし、それぞれ2ヶ月間程度の調査・認定期間を設定する。

### 1 市職員による事業所等の現地審査・調査



市職員（農林業振興課職員）が、各事業所等へ出向き、責任者からの聞き取り、店舗内の状況を確認し、認定審査・調査票へ記入する。

### 2 「市原市地産地消推進協議会」への審査依頼



審査結果が合格となったものについて、市原市地産地消推進協議会に審査を依頼する。書面による審査も可とする。

### 3 「協力店」の認定

協議会の審査結果に基づき、市が認定を行う。

認定された事業所等へ、「協力店」の認定書を交付し、認定プレートを貸与する。

認定されなかった事業所等へは、文書にて審査結果を報告する。

### ※ 現地調査の実施

認定後、毎年度末に提出される実績報告書に基づき、農林業振興課にて現地調査等を実施する。